

かけはし

WELFARE INFORMATION

編集発行／社会福祉法人養父市社会福祉協議会 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320（地域交流センター「福祉の杜」）
平成27年6月15日発行 ■電話（079）662-0160 ■FAX（079）662-0161 ■E-Mail yabu-shakyo@fureai-net.tv
■ホームページ http://www.yabu-shakyo.jp/

▶但馬蔵のレストランの点字メニューができあがり、5月9日から利用できるようになりました。奥田駅長（後列右から2人目）と点訳ボランティアあかりのメンバー（115月9日、道の駅ようか但馬蔵）



レストラン点字メニュー道の駅に

◀8ページには「素材の説明 八鹿豚 養父市八鹿町畜産の…」と書かれています

点訳ボランティアあかり（綿貫和弘代表）が道の駅ようか但馬蔵（八鹿町高柳）のレストランの点字メニューを作成し、5月9日、但馬蔵に贈りました。

あかりは、点訳ボランティア養成講座の修了生12名で結成。学習を続けながらそれを生かしたいと、県内外多くの人が利用する但馬蔵に相談、快諾を得て、グループ初めとなる点訳活動に取り組みました。メニューは目で見てわかりやすく楽しめるよう写真が中心。そこで、豊岡の点訳ボランティアや視覚障がい者の助言を受けながら、手ですわって読んでもわかりやすいよう説明を加えて仕上げました。

奥田栄治駅長は「道の駅はいろいろな方をお迎えするところ。障がいのある人にも優しい店づくりをめざしていきたい」と点字メニューを受け取りました。あかりの綿貫和弘代表は「できあがり、うれしい。これからも、ゆっくりだが身近にあるものの点訳に取り組んでいきたい」と決意を新たにしていました。

養父市社会福祉協議会 平成26年度事業・決算報告



▲災害ボランティアセンター運営マニュアル策定ワーキング会議で話し合うワーキングメンバー(=平成27年3月17日、福祉の杜)

5月28日に第32回評議員会を開催し、平成26年度事業報告および決算報告が承認されました。

平成26年度は、第2次地域福祉推進計画の2年目として、「ささえあう心で笑顔あふれる福祉のまちづくり〜みんなでつくる みんなのしあわせ〜」の福祉目標のもと、地域住民やボランティア、行政等関係機関と連携を図りながら事業に取り組みました。

一層厳しい経営状況の中で進めた、昨年度の事業、決算を一部抜粋してお知らせします。(事業報告書と決算書は各支部でご覧になれます)

①総合相談・生活支援体制づくりに向けた協議・検討

制度の狭間にある課題や複合的な課題を、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉施設、行政等の多様な担い手と協働し、総合的に対応できる仕組みづくりに向けた検討を始めました。

ふれあい訪問員が高齢者等を訪問することで、市域包括支援センター、民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら、支援を必要とする人をささえる体制づくりに取り組みました。

②生活困窮者自立支援制度に向けての体制づくり

平成27年度から施行される「生活困窮者自立支援法」の

円滑な実施を図るため、市健康福祉部(養父市福祉事務所)、ハローワークよつかと体制づくりに向けた協議を行いました。

27年度から「福祉サービス利用援助事業」や「生活福祉資金貸付事業」など既存の支援策と連携しながら、総合相談・生活支援の基盤づくりや社会的孤立解消に向けた支援体制を構築します。

③改正介護保険制度への対応に向けた協議・検討

平成27年4月施行の改正介護保険制度は、地域包括ケアシステムの構築を目指して、医療や介護サービスにとどまらず、さまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域の体制づくりが進められます。生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置などについて市担当部局と協議・検討を重ねました。

④養父市社協10周年のついで開催

養父市社協設立10周年を記念し、「ささえあう心で笑顔あふれる福祉のまちづくり」の実現と、地域の皆さまへの感謝の気持ちをこめて「ありがとう養父市社協10周年 しあわせフェスタ2014」を、養父市ボランティア・市民活動センターと共催で開催。ボランティアグループや地域住民グループ、管内施設、市健康福祉部、県社協等の協力のもと、バザーや体験教室などで本フェスタは盛大に行われました。

⑤組織経営検討委員会の設置と協議

社協の健全経営及び経営基盤の強化を図り、誰もがその人らしく地域で安心して暮らせるまちづくりを安定的に事業展開するために、社協理事5名、有識者3名で構成する組織経営検討委員会を設置し、養父市社協の今後のあり方について協議・検討を始めました。

⑥新会計基準への円滑な移行

本会では、平成27年度を新会計基準移行年度と定め、平成26年度をその移行準備期間として「経理規程」の改正、「資金運用規程」の制定、会計システムの整備を行い、平成27年度予算から新会計基準に適応した会計としました。

⑦政策提言機能の強化

だれもが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを使命とする社協は、地域における潜在化した課題や制度の狭間にある課題に対し、それを受け止め、地域住民やボランティア、関係機関等と連携を図りながら地域福祉を進める仕組みづくりが求められています。

平成26年度は、市健康福祉部に対し「改正介護保険制度」「生活困窮者自立支援制度」など社会保障制度の本格的な改革への対応について、協議・提言を行いました。

平成26年度 一般会計・特別会計合算 事業活動収支計算書
平成26年4月1日～平成27年3月31日

(単位：円)

勘定科目		本年度決算額	前年度決算額	増 減
事業活動収支の部	収入			
	会費収入	11,264,747	11,398,000	△ 133,253
	寄附金収入	6,372,670	8,442,490	△ 2,069,820
	経常経費補助金収入	15,080,000	15,380,000	△ 300,000
	助成金収入	1,150,000	1,450,000	△ 300,000
	受託金収入	43,438,040	42,649,626	788,414
	事業収入	11,634,685	12,154,384	△ 519,699
	共同募金配分金収入	10,093,451	10,026,874	66,577
	介護保険収入	313,778,444	312,944,271	834,173
	自立支援費等収入	9,180,740	7,390,510	1,790,230
	補助事業等収入	4,354,500	2,004,500	2,350,000
	雑収入	6,914,164	12,166,525	△ 5,252,361
	引当金戻入	12,987,760	38,515,890	△ 25,528,130
	国庫補助金等特別積立金取崩額	930,195	441,110	489,085
	事業活動収入計①	447,179,396	474,964,180	△ 27,784,784
	支出			
	人件費支出	331,511,375	328,126,143	3,385,232
	事務費支出	31,065,397	30,727,468	337,929
	事業費支出	108,007,344	121,649,699	△ 13,642,355
共同募金配分金事業費	142,811	262,694	△ 119,883	
分担金支出	187,000	167,000	20,000	
助成金支出	6,100,000	6,019,000	81,000	
負担金支出	17,000	17,000	0	
減価償却費	7,357,848	6,586,354	771,494	
徴収不能額	0	29,000	△ 29,000	
引当金繰入	22,532,996	20,543,090	1,989,906	
事業活動支出計②	506,921,771	514,127,448	△ 7,205,677	
事業活動収支差額③=①-②	△ 59,742,375	△ 39,163,268	△ 20,579,107	
事業活動外収支の部	収入			
	受取利息配当金収入	310,554	310,277	277
	会計単位間繰入金収入	187,908	2,523,000	△ 2,335,092
	経理区分間繰入金収入	92,188,907	55,335,069	36,853,838
	事業活動外収入計④	92,687,369	58,168,346	34,519,023
	支出			
	会計単位間繰入金支出	187,908	2,523,000	△ 2,335,092
経理区分間繰入金支出	92,188,907	55,335,069	36,853,838	
雑損失	495,572	498,855	△ 3,283	
事業活動外支出計⑤	92,872,387	58,356,924	34,515,463	
事業活動外収支差額⑥=④-⑤	△ 185,018	△ 188,578	3,560	
経常収支差額⑦=③+⑥	△ 59,927,393	△ 39,351,846	△ 20,575,547	
特別収支の部	収入			
	施設整備等補助金収入	450,000	2,910,000	△ 2,460,000
	その他の特別収入	860,920	2,855,158	△ 1,994,238
	特別収入計⑧	1,310,920	5,765,158	△ 4,454,238
	支出			
固定資産売却損及び処分損	4	9	△ 5	
国庫補助金等特別積立金積立額	450,000	2,910,000	△ 2,460,000	
特別支出計⑨	450,004	2,910,009	△ 2,460,005	
特別収支差額⑩=⑧-⑨	860,916	2,855,149	△ 1,994,233	
当期活動収支差額⑪=⑦+⑩	△ 59,066,477	△ 36,496,697	△ 22,569,780	
繰越活動収支差額の部	前期末繰越活動収支差額⑫	187,805,363	224,315,690	△ 36,510,327
	当期末繰越活動収支差額⑬=⑪+⑫	128,738,886	187,818,993	△ 59,080,107
	基本金取崩額⑭	0	0	0
	基本金組入額⑮	0	0	0
	その他の積立金取崩額⑯	31,155,886	0	31,155,886
	その他の積立金積立額⑰	13,633	13,630	3
	次期繰越活動収支差額⑱=⑬+⑭+⑮+⑯-⑰	159,881,139	187,805,363	△ 27,924,224

※福祉有償運送事業特別会計含む

集まれ！支部社協

八鹿支部

養父市八鹿町下網場320 地域交流センター「福祉の杜」 TEL：662-0160 FAX：662-0161

ボランティア
グループ

代表者会議を開催 互いの活動がつながる

5月13日、八鹿地域で活動するボランティアグループの代表者が集まり、情報交換や活動について話し合う「ボランティアグループ代表者会議」が地域交流センター「福祉の杜」で開催されました。

会議では、活発な意見交換が行われ、「以前、交流会で他のグループから活動内容について尋ねられたことがある」との話から、「多くのグループがあるが、互いの活動について詳しくは知らないのではないか」と課題があげられました。

それを受け、「ボランティアのつどいで全参加グループが活動紹介を行うおう」、「活動者だけでなく、もっと一般の方にもつどいへの参加を呼びかけ、ボランティアに関心をもってもらう」など提案が出ました。

また、平成26年1月に結



▲ボランティア活動の報告や情報交換、様々な意見ができました（=5月13日、福祉の杜）

成された点訳ボランティアあかりの結成のきっかけや活動内容についての質問があり、視覚に障がいのある方へ点字学習の支援ができないか相談もありました。代表者会議は年数回開催しています。お互いに刺激を受け、活動の活性化につながる協議の場となっています。

養父支部

養父市広谷251-1 TEL：664-1142 FAX：664-2181

ダンボールと木のおもちゃでのびのび育児



ちびっこプレーパーク

▲親子で一緒につくった力作がずらりと並びました

のおもちゃで遊んだり、ダンボールで家や電車をつくったりして、普段できない遊びを親子で思いっきり満喫しました。参加した邊見智昭さん（広谷）は、「家にいると、どうしても遊ぶネタに困ってしまいます。今日は広い場所ですべて遊びを体験できて親子で楽しめました。」

遊びを通じて親子の絆を育む「ちびっこプレーパーク」が5月16日、やぶ保健センターで開催されました。親子でふれあう「遊び場」と「子育ての時間」を提供しようとして養父市男女共同参画センターが主催。今回、社協が実施しているプレーパーク（子どもの冒険ひろば）と同センターの子育て広場が連携してはじめて開催しました。

この日は幼児を中心に22組62人の親子が参加し、木



▲「お父さんと一緒に乗り物をつくったよ」と、とてもうれしそう（=5月16日、やぶ保健センター）

大屋支部

養父市大屋町加保678-1 大屋保健センター内 TEL: 669-1598 FAX: 669-0093



▲「がんばってたくさんゴミを拾ったよ」笑顔で話す園児(= 6月1日、大屋幼児センター周辺)

6月1日は、今年で52回目の「善意の日」でした。これは「みんなの小さな善行や善意が重なって、世の中が明るくなるものであり、兵庫県民だれもが、この日何か一つ善行をしてもらいたい」との思いから、県と県社会福祉協議会が共同主催者となって推進しているものです。

大屋地域では、大屋幼児センター園児22人が「いっぱいお手伝いするぞ」と掛け声をしながら、農道や河川のゴミ拾いをしました。また、民生委員・児童委員14人が琴弾の丘とおおや作業所で除草などの活動を利用者と一緒に行いました。大屋民生委員児童委員協議会の正垣義之会長は「普段の活動以外で何か役に立つことがあればと、毎年奉仕作業をしています。一人ひとりの善意の心がつながるように、今後も活動していきたいです」と話していました。そのほか、市役所周辺では募金活動が行われ、市民からは善意の日の寄付も寄せられました。



▲男性民生委員・児童委員による、おおや作業所周辺の草刈り

6月1日は「善意の日」
ひろがれ助け合いの輪

関宮支部

養父市関宮193 関宮ふれあいの郷内 TEL: 667-3248 FAX: 667-3351



▲福祉について学習(= 5月26日、関宮ふれあいの郷)

関宮小学校4年生は、総合学習の中で、社協等と連携しながら「福祉」について1年を通し学んでいます。5月26日、4年生25人が関宮ふれあいの郷を訪れ、職員から社協の仕事や福祉について説明を受けました。児童は、「福祉」の意味について自分だけでなく、友達や家族を含めたみんなが幸せになることについて、

また、社協の仕事が、ボランティアや地域の皆さんと一緒に進められていることについても学びました。今後モデイサービス利用者との交流会や車いす体験教室等を通じて、「福祉(みんなの幸せ)」について理解を深めていきます。担任の井上紀子先生は、「施設の様子がとてもよく分かり、子ども達は6月の交流会をすごく楽しみにしています」と感想を述べていました。



▲施設見学の途中、高齢者の皆さんとふれあう場面もありました

関宮小学校4年生
関宮ふれあいの郷に來所
学習や交流、体験を通して福祉をきえる



ハートやぶ会員登録申込について

養父市結婚相談所では、毎週金曜日(第5週を除く)を相談日として開設し、相談員8人が結婚を考えている方へのお手伝いをしています。

相談員は、連絡会を定期的に行い、広い範囲から良縁が得られるよう情報交換等を行い、また、全但結婚相談連絡協議会とも連携して、但馬の各相談員との情報交換も図っています。

平成27年6月から登録申込書の様式が「ハートやぶ会員登録申込書」に変わりましたので、登録の流れをご紹介します。

登録から紹介までの流れ

- ① 登録希望者「本人」が登録申込書を記入
- ② 紹介カードから、会ってみたいお相手を選ぶ
- ③ 相談員がお相手に連絡を取り、出会いの意思を確認
- ④ 出会いの日時・場所を調整
- ⑤ いよいよ出会い
- ⑥ お二人がOKなら…交際スタート!!

相談員が市内外の
情報を提供

※登録は無料!
秘密は厳守します!!

【問い合わせ先】 養父市社会福祉協議会 電話：662-0160 FAX: 662-0161

ふれあい郵便事業 新ゴム印が完成

市合併から10年を迎え、当事業のゴム印イラストを募集したところ、市内外から11点の作品応募がありました。

選考の結果、松村明子さんのイラストが選ばれ新たなゴム印が完成し、6月から使用します。

【最優秀賞】

松村 明子さん (大屋町)

▶松村さんのイラストを元に完成したゴム印



- 子育てサロンそよ風
 - ・日時 6月22日・29日(月)
 - ・場所 7月6日・13日(月)
 - ・場所 10月11日・18日(月)
 - ・場所 10月11日・18日(月)
 - ・場所 サロンそよ風
- 子育てサロン関宮
 - ・日時 6月22日(月)
 - ・場所 10月11日・18日(月)
 - ・場所 関宮ふれあいの郷
- 子育てサロン高柳
 - ・日時 6月24日(水)
 - ・場所 10月11日・18日(月)
 - ・場所 高柳ふれあい倶楽部

- 子育てサロン伊佐
 - ・日時 7月6日(月)
 - ・場所 10月11日・18日(月)
 - ・場所 伊佐ふれあい倶楽部
- 子育てサロンすくすく
 - ※「七夕の集い」を行います。
 - ・日時 7月14日(火)
 - ・場所 10月11日・18日(月)
 - ・場所 三宅団地集会所
- 多胎児サークルピーナッツ
 - ・日時 7月10日(金)
 - ・場所 10月11日・18日(月)
 - ・場所 ふれあいきいきサロンそよ風
- ◆ 大屋放課後プレパーク
 - ・日時 7月6日・13日(月)
 - ・場所 14日・21日(月)
 - ・場所 大屋小学校
- ◆ 関宮放課後プレパーク
 - ・日時 7月10日・17日(月)
 - ・場所 14日・21日(月)
 - ・場所 健康増進施設軒下

子育てサロン・放課後プレパークの案内



寺尾 穂さん (大屋町宮本)

今月の かけはしさん

握手をしながら「お願い
します」と挨拶し、2m44
cm先のボードに矢を投げま
す。

私がダーツを始めたきつ
かけは、平成18年の兵庫国
体のデモンストレーション
競技への出場です。

ダーツは、年齢や性別に
関係ないスポーツで、軽い
運動と、頭の体操にもなり
ます。そしてなにより多く
の人との出会いが魅力で
す。

これからも、ダーツを自
分自身の健康のため、そし
て仲間と共に「養父市のス
ポーツ」として普及したい
と思います。



善意銀行だより

平成27年4月16日〜平成27年5月15日(敬称略)

預託者のご了承をいただいた方のみ寄附金額を掲載しています
養父市善意銀行へ寄付金の預託をされた方は寄付金控除を受けられる場合があります

▼香典返し

上野 高岡 實

・広谷三区 30,000円

・須西 50,000円

・大杉 30,000円

・明延 50,000円

・三宅 30,000円

・匿名 335回

▼善意の寄附

・歌謡ショー収益金

・いきいき元気クラブ

▼花まつり収益金

・日光認定こども園 保護者会

▼物品の寄附

・長野 日笠 勇

・衣類 上垣 巖

・中周 ほつれん草

・尾崎 竹内 茂子

・大杉 中庭 優一

・蔵垣 松原まつ子

・須西 河辺かつゑ

・大杉 中庭 優一

・尾崎 車いす

・糸原 正垣 道子

・阿原 ジェンメンフラワー

・ウエットティッシュ

・タオル ふきん 石けん

・米 ほつれん草 じゃが



うどん そうめん

・丹戸 田淵 務

・匿名 10人

・タオル 紙おむつ おし

りふき トロミ調整食品

使い捨て敷きパッド 白

米 ほつれん草 じゃが

いも ハガキ 切手 ス

リップ 食食用エプロン

ティッシュ ふきん 石け

ん 衣類

▼寄附金 27万7,499円

●ありがとうございました。

平成26年度養父市善意銀行事業集・収支報告 についてご報告いたします

平成 26 年度善意銀行事業集・収支報告

◎寄附状況 (単位: 円)

科目	金額	内 訳	金額
寄附金収入	6,372,670	香典返し	143件 5,175,000
		善意の寄附	55件 531,416
		善意の日	2件 47,524
		バザー等収益金	13件 411,174
		福祉機器借用お礼、金婚祝い等	4件 81,000
		歳末たすけあい指定預託	5件 126,556
合 計	6,372,670	222件	

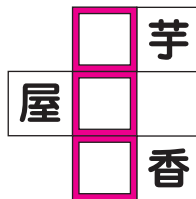
◎払出状況 (単位: 円)

科目	金額	内 訳	金額
事務費	127,329	老人月間ポスターほか	26,349
		線香	100,980
事業費	2,600,931	新入学生ハンドセルカバー	68,455
		ベンチ・車いす等寄贈物品購入代	1,448,100
		広報紙「かけはし」印刷代	635,364
		高齢者保健福祉月間事業	80,000
		かけはし用図書カード、祭協賛金	110,000
		カレンダー印刷	250,560
雑 費	226,556	郵便代	8,452
		歳末たすけあいへ 指定預託払い出し	126,556
助成金支金	37,000	災害見舞金、火災見舞金	100,000
		但馬地区里親会	12,000
合 計	2,991,816	手をつなぐ育成会 (希望の旅)	25,000

図書カードが当たる！ パスワードは？

□にあてはまる漢字の文字を考え
て、ここのばを完成させましょう。

■ヒント これからの時期、お肌には
これの対策が必要です。



■応募方法 はがきまたは、FAX
に答えと住所、氏名、ふりがな、年
齢、電話番号、「かけはし」を「ご賞
品になった」意見・ご感想をお書き添
えの上、「ご応募ください」。

正解者の中から抽選で5名さまに
図書カードを贈ります。

■応募先 〒667-0002
養父市八鹿町下網場320
「福祉の社」内
養父市社会福祉協議会
FAX 6662-0161

★前回の答えは
「花粉症」でした

山根 照子さん(栄町)
内田 秀行さん(万々谷)
坂本 和希さん(大敷)
岩佐さよ子さん(中瀬)
藤原與志江さん(大久保)

以上5名の方が当選されました。
おめでとうございます。

総合相談所のご案内

いずれも相談無料

心配ごと相談・結婚相談

13:30~16:00

身の回りの困りごとや結婚に関する相談はありませんか？

- ◆ 6月26日(金) 関宮ふれあいの郷
- ◆ 7月3日(金) 地域交流センター「福祉の杜」
- ◆ 7月10日(金) 社協養父支部
- ◆ 7月17日(金) 大屋保健センター

弁護士による無料法律相談

13:30~16:30

先着6人の予約制となっていますので、事前に電話でお申し込みください。

- 期 日 平成27年7月15日(水)
- 場 所 社協養父支部
- 相談時間 1人30分程度
- 申し込み先 養父市社協本部 電話 662-0160

くらしの法律相談

8:30~17:00

消費者被害や訴訟問題、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業などの相談を社協窓口で受け、担当弁護士に伝えて問題解決のお手伝いをします。

相談は、毎週月~金曜日までの常時、本部及び各支部で受付けています。

教えて弁護士さん!



第86回「悪質な自転車の運転」のぼなし

Q 先日新聞で、今年の6月から道路交通法が変わり、自転車の運転についての取り締まりも厳しくなったと書いてありました。具体的にどのような運転について、どのような手続で、どのような処分がされることになったのでしょうか。

A 自転車は「軽車両」であり、自動車の運転と同じように、道路交通法によって運転のルールが決められていることは以前にお伝えしているとおりです。

これまで、飲酒して運転をすることや、スマートフォンを使用しながら運転したり、信号無視をすることなどが禁止されており、この点は変わりません。

ただ、これまでではこのような違反者に対する手続が細かく定められておらず、違反した場合すぐに刑事手続を受けなければならず、些細な違反でも摘発してしまうと重い処分を受けなければなりません。このため警察は、相手に大きな怪我をさせた場合など重大な違反でない場合には、特に摘発しなかったようです。

しかし、最近の自転車ブームで、大きな怪我をさせるほどではないけれど悪質な運転をしている人が数多



西村 いっすい 一穂ちゃん 4歳10カ月
なほ 和桜ちゃん 2歳1カ月
(相地・兄妹)

うちげえの



お父さんの隆一さんに聞きました♪

◆名前はどのようにつけましたか？

一穂は実るほど頭を垂れる稲穂のように謙虚な心を持つ男性に、和桜は和やかで、笑顔の人が集まってくる桜のような女性になるように、との願いを込めてそれぞれ名づけました

◆今、興味をもっていることはなんですか？

一穂は、ブロックなどでロボットや乗り物を作ること。和桜は、お人形やおままごとにも興味が出てきました。

◆ご両親から一言メッセージ

兄妹仲良く助け合い、毎日元気いっぱい過ごしてください。

く、適切な対応をすることが必要になりました。

このため、道路交通法施行令を改正し、14項目の悪質な運転を定めて、この項目にあたる運転をしたとして3年間で2回摘発された人は、安全運転の講習を受けなければならない。さらに、この講習を受けなかった場合には罰金が課されることもあります。

これにより、刑事手続を受けさせるほどではない違反についても、警察が積極的に摘発することが増えるのではないかと考えられています。

今回定められた14項目の違反ですが、これまでも違反とされていたものの中で特に良く見かけるものが規定されています。

たとえば、自転車が歩道を走る場合徐行しなければならないのですが、ベルを鳴らして歩行者をどかせるなどして徐行しない場合、摘発されるかもしれません。また、スマートフォンを使用しながら運転した場合や、信号無視をした場合、一時停止違反なども項目に挙げられています。

このように、これまで警察が見逃していた違法な運転も、今後は摘発されるかもしれません。自転車の運転が大きな事故を引き起こす恐れのあるものですから、やむを得ないと思います。

S I N法律労務事務所 弁護士 福島 健太

